

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について

1 公表時期

知事は、四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、速やかにその概要を県報で公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

2 公表事項

- (1) 青森県政府調達苦情検討委員会に申立てが行われた苦情は、本決定に従い、公表する。
- (2) 公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。
 - ① 苦情番号
 - ② 苦情申立日
 - ③ 苦情申立人（匿名も可）
 - ④ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
 - ⑤ 苦情の概要
 - ⑥ 苦情処理状況の概要
 - ⑦ その他必要な事項

決定 平成11年8月18日

改正 平成26年4月16日